

本書は、税理士試験問題の出題傾向をとらえ、受験生の要望にそって相続税法科スタッフが総力を挙げて作成した合格のための総合計算問題集です。

従って、本書は相続税法の合格に必要なアウトプット力を強化することを目的としており、相続税法の学習経験者の方に有効な総合計算問題集となっております。

本書を活用した受験生が1年でも早く、1人でも多く合格されんことを念願してやみません。

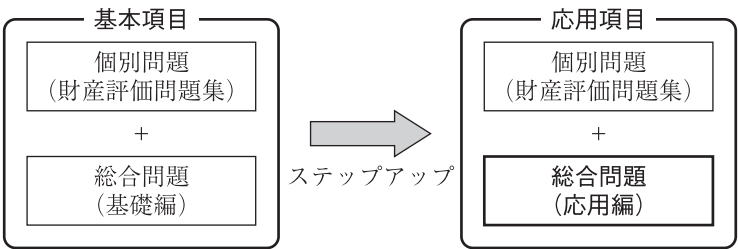
なお、本書は2024年7月1日現在の施行法令に基づいて作成しております。

資格の大原 税理士講座

Subject. I

出題実績を踏まえた応用項目・出題形式が充実

総合計算問題集（応用編）は、総合問題に対する経験値を財産評価問題集及び総合計算問題集（基礎編）からステップアップするためのものとして作成しています。



この総合計算問題集（応用編）を活用することにより、近年の出題実績を踏まえた難易度の高い応用項目の解答方法や、これまでにない出題形式の訓練をすることができます。

4	B	75分	40点	<出 題 形 式>			44	122
				総合問題				
				<計 算 項 目>				
				生命保険金等				
				措法70の非課税				
				障害者控除				
				<財 産 評 価>				
				不整形地				
				取引相場のない株式				
				上場株式				
				農地（地積規模の大きな宅地）				
				邦貨換算				

本試験を徹底分析して問題を収録！

Subject.2

合格答案作成能力を身につけるための効率的な学習が可能

近年の税理士試験では、満点解答をする必要はなく、いかにして制限時間内に効率的に合格答案を作成することができるかが合否に影響します。本書を活用することにより、難易度の高い問題に対する解答方法を身につけることができます。

なお、各問題には、A，B，Cのランクを付けてあります。ランクの位置づけは以下のとおりです。

Aランク…難易度は低く、基本項目中心の問題

Bランク…比較的難易度は高く、基本項目及び応用項目中心の問題

Cランク…かなり難易度は高く、税理士試験レベルの問題

Point. I

解答上の注意点

① 問題を最後まで熟読すること。

問題をよく読み、問題全体を把握してください。

② 時間配分を決めること。

各回の問題に制限時間がついていますから、それを基に課税価格の計算、算出税額の計算、納付税額の計算について時間配分を決め問題を解いてください。

③ 解答後は採点をし、確認・自己分析を行うこと

問題を解いた後は必ず採点を行い、各問題の目標点と比較して下さい。なお、解答には難易度及び過去の出題実績等により、得点の横に★印等が記載されている問題があります。

★印……得点できなくてもいい箇所

☆印……できれば得点して欲しい箇所

無印……必ず得点して欲しい箇所

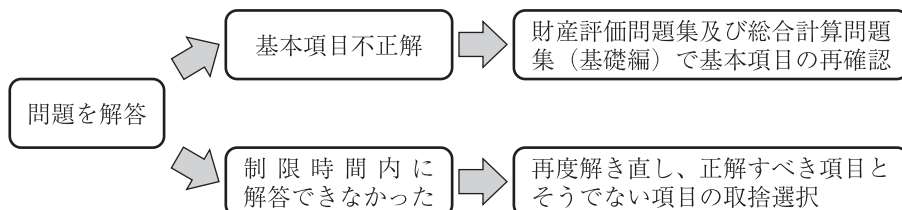
そして、間違えた項目について確認をし、なぜ間違えたかを必ず自己分析して下さい。

たとえば…

- ・基本項目（無印の箇所）を間違えていなかったか
- ・難易度の高い項目（★印の箇所）等に時間を掛け過ぎて、制限時間内に全て解答できなかった等

基本項目（無印の箇所）を間違えた原因が知識不足によるものである場合には、財産評価問題集又は総合計算問題集（基礎編）を解答することで、効果的に基本項目の再確認をすることができます。

また、難易度の高い項目（★印の箇所）を間違えても合否に影響するものではありませんので、気にする必要はありません。しかし、そこに時間を掛けすぎると制限時間内に解答できなかったり、得点できる基本項目をも正解できなくなってしまうことになりますので、解き直しをすることで、正解すべき項目とそうでない項目の取捨選択をする練習をして下さい。



④ 繰り返し解くこと。

それぞれの問題には、難易度及び目標点が設けられています。難易度に応じた目標点に達するまで繰り返し解くようにしてください。

※ 利子等の計算においての日数は、1年を365日として計算するものとし、閏年は考慮しないで計算してください。

Point.2

解答用紙の利用方法

巻末に「解答用紙」がございますので、A4サイズにコピーしてお使いください。「解答用紙（A4サイズ）」は、資格の大原書籍販売サイト 大原ブックストア内の「解答用紙DLサービス」よりダウンロードすることも可能です。

<https://www.o-harabook.jp/>

資格の大原書籍販売サイト 大原ブックストア

Point.3

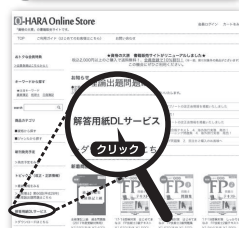
資格の大原書籍販売サイト 大原ブックストアをチェック！

解答用紙・チェックリストがダウンロードできる！

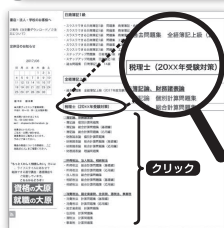
印刷して、解き直しやチェックリストにご利用いただけます。

※一部の教材を除く

1 トップページから「解答用紙DLサービス」
→「ダウンロードはこちら」をクリック



2 「税理士」からダウンロードする
書籍名をクリック



3 印刷



法令等の改正に対応！

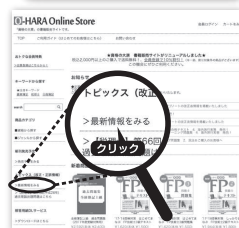
改正時には、大原ブックストアで本書掲載内容に関する法改正に伴う修正を公開します。

改正後の問題や解答をいち早くキャッチできます！！

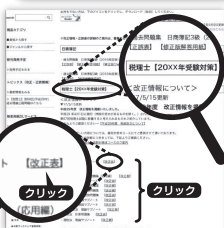
また、細心の注意を払って作成しておりますが、

万が一、訂正が生じた場合には正誤表も合わせて掲載いたします。

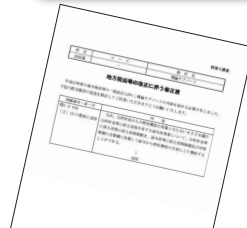
1 トップページから「トピックス(改正・正誤情報)」
→「最新情報を見る」をクリック



2 「税理士」の項目から書籍名を確認して、
【改正表】をクリック



3 印刷できます



— 凡 例 —

1. 法令通達等の略称表示について

法		相続税法
令		相続税法施行令
法附則		相続税法附則
措 法		租税特別措置法
措 令		租税特別措置法施行令
基 通		相続税法基本通達
個 通		相続税個別通達
措 通		租税特別措置法通達
評 通		財産評価基本通達
国 通		国税通則法

2. 略称表示の使用例

「法 3 ①五」は、相続税法第 3 条第 1 項第五号を表示している。

・チェックシート

問題 番号	難易度	制限 時間	目標点	主 な 出 題 内 容	チェック	問題	解答・ 解説
1	B	80分	44点	＜出 題 形 式＞		4	85
				総合問題			
				＜計 算 項 目＞			
				生命保険金等			
				生命保険契約に関する権利			
				相続税額の加算			
				＜財 産 評 価＞			
				宅地の評価単位			
				地区区分の異なる宅地			
				がけ地			
				上場株式（増資）			
				取引相場のない株式			
2	B	85分	40点	＜出 題 形 式＞		16	97
				総合問題			
				個別問題（総合から贈与税）			
				＜計 算 項 目＞			
				措法70の非課税			
				債務免除益等			
				生命保険金等			
				退職手当金等			
				生命保険契約に関する権利			
				＜財 産 評 価＞			
				不整形地			
				私道			
				取引相場のない株式			
				受益証券			

問題 番号	難易度	制限 時間	目標点	主　　な　　出　　題　　内　　容	チェック	問題	解答・ 解説	
3	B	85分	39点	<出　題　形　式>		30	109	
				総合問題				
				<計　算　項　目>				
				債務控除				
				生命保険金等				
				退職手当金等				
				相続時精算課税				
				相次相続控除				
				<財　産　評　価>				
				居住用の区分所有財産				
				相当の地代				
				取引相場のない株式				
				上場株式				
				山林・立木				
4	B	75分	40点	<出　題　形　式>		44	122	
				総合問題				
				<計　算　項　目>				
				生命保険金等				
				措法70の非課税				
				障害者控除				
				<財　産　評　価>				
				不整形地				
				取引相場のない株式				
				上場株式				
				農地（地積規模の大きな宅地）				
				邦貨換算				

問題 番号	難易度	制限 時間	目標点	主 な 出 題 内 容	チェック	問題	解答・ 解説	
5	C	85分	36点	<出 題 形 式>		58	134	
				総合問題				
				個別問題（総合から権利義務の承継）				
				<計 算 項 目>				
				債務控除				
				生命保険金等				
				契約に基づかない定期金に関する権利				
				相続時精算課税				
				住宅取得等資金				
				本来の財産				
				<財 産 評 価>				
				不整形地				
				転換社債				
				都市計画道路予定地				
				宅地の評価単位				
				土砂災害特別警戒区域内にある宅地				
				取引相場のない株式				
6	C	85分	41点	<出 題 形 式>		72	148	
				総合問題				
				<計 算 項 目>				
				債務控除				
				生命保険金等				
				生命保険契約に関する権利				
				保証期間付定期金に関する権利				
				<財 産 評 価>				
				配偶者居住権等				
				定期借地権等				
				取引相場のない株式				
				定期預金				

・ 振り返りシート

問題 番号	解答 回数	日 付	解答時間	点 数	自 己 分 析
1	①				
	②				
2	①				
	②				
3	①				
	②				
4	①				
	②				
5	①				
	②				
6	①				
	②				

問題編

●相続税法 総合計算問題集（応用編）

問題 1

(制限時間 80分)

被相続人甲の相続人等の納付すべき相続税額の計算に関し、それらの者から提供のあった資料は下記の【資料１】のとおりである。この【資料１】と奥行価格補正率等を掲げた【資料２】により、被相続人甲に係る各相続人等の納付すべき相続税額を計算の根拠を示しながら求めなさい。

なお、解答は、次に掲げる指示に従って行うこと。

- (1) 解答は、答案用紙の所定の箇所に記入する。
- (2) 課税価格の計算のうち、取引相場のない株式の評価については、答案用紙の１(2)「取引相場のないＲ社株式の価額の計算」欄に記入する。

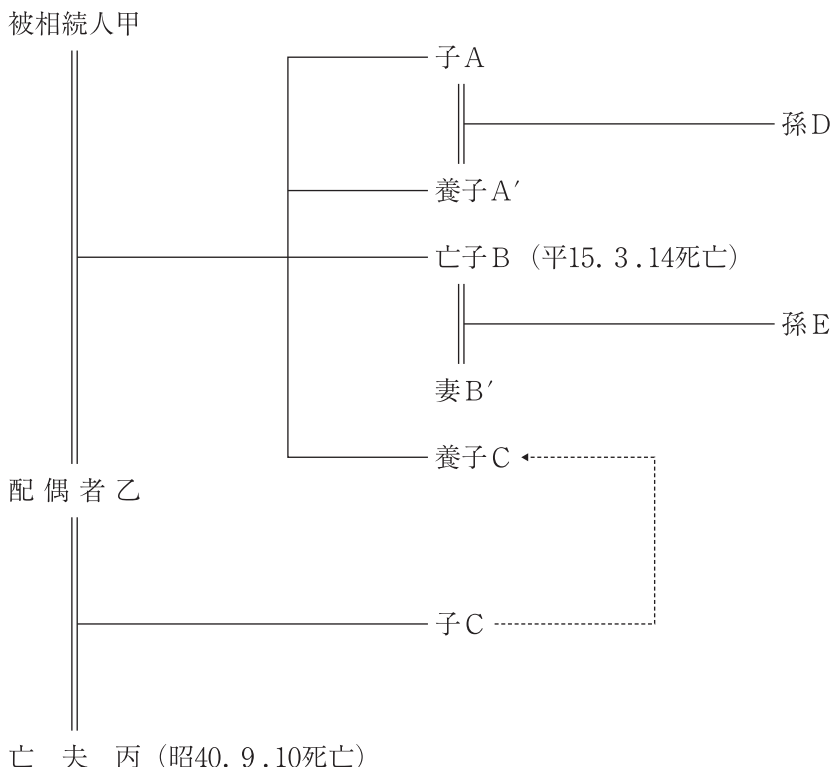
また、小規模宅地等の特例については、答案用紙の１(3)「小規模宅地等の特例の計算」欄に記入することとし、小規模宅地等の課税価格の合計額が最も少なくなる方法を選択するものとして金額を記入する。

なお、その特例の適用を受ける財産の答案用紙の「課税価格に算入される金額」欄には、その特例の適用を受ける前の評価額を記入する。

- (3) 各相続人等の課税価格に算入する金額の計算に当たって２以上の計算方法がある場合には、設問中に特に指示されている事項を除き、各人の課税価格が最も少なくなる方法を選択するものとする。

【資料 1】

- 1 被相続人甲は、令和7年5月15日、神奈川県内の自宅で死亡し、相続人等は全員同日中にその事実を知った。
- 2 被相続人甲の相続人等の状況は、次に図示するとおりである。



亡夫丙（昭40.9.10死亡）

- (注) 1 被相続人甲(昭16. 3. 14生)は、以前より日本国内に住所を有していた。また、配偶者乙とは昭和45年11月に婚姻している。
- 2 相続人等はすべて18歳以上であり、相続開始時において全員日本国内に住所を有している。
- 3 養子A'については平成18年に被相続人甲と配偶者乙との間で、養子Cについては平成20年に被相続人甲との間で、それぞれ適法に養子縁組をしている。
- 4 子A及び養子A'は、被相続人甲の相続について適法に相続の放棄をしている。
- 5 配偶者乙及び孫Eは被相続人甲と生計を一にしている。

- 3 被相続人甲の遺産等（財産の所在は、いずれも日本国内である。）は、被相続人甲が適法な手続により作成した公正証書遺言に基づき、各相続人等がそれぞれ次のとおり取得した。なお、受遺者はいずれも遺贈の放棄をしていない。

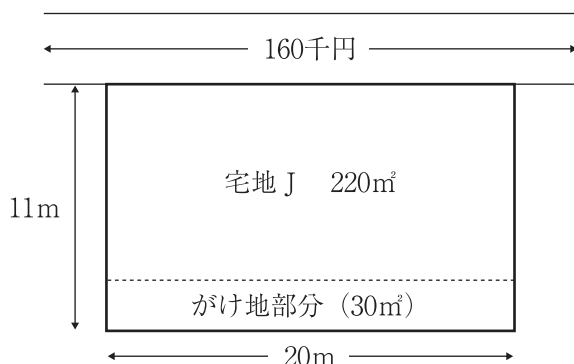
（注）1 宅地及び家屋は、普通住宅地区については借地権割合60%、普通商業・併用住宅地区については借地権割合70%である地域に所在するものとし、借家権割合はすべて30%である地域に所在するものとする。

2 株式を取得した者は、課税時期においてその株式に関する権利が生じている場合には、その権利も取得しているものとする。

3 地積規模の大きな宅地について考慮しないものとする。

- (1) 「宅地J（220㎡）は、子Aへ遺贈する。」

この宅地Jは、路線価地域（普通住宅地区）に所在し、その地形等は次のとおりである。



（注） がけ地部分は、南西向きの斜面である。

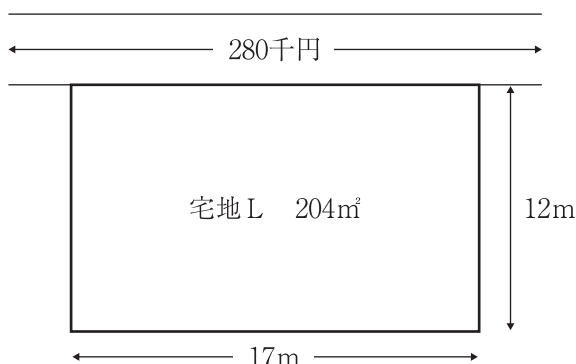
- (2) 「家屋M（120㎡）は、子Aへ遺贈する。」

この家屋は、上記(1)の宅地Jの上に建てられており、固定資産税評価額は8,000,000円で、令和2年8月1日より被相続人甲から第三者に月200,000円で継続的に貸し付けられている。なお、この家屋Mの賃貸に係る預り保証金200,000円は遺言により子Aが負担することが記されており、子Aが負担することとなった。また、相続開始日現在において家賃の未収はない。

子Aは、引き続きこの家屋をその第三者に対して貸し付けており、この家屋並びに宅地Jについて、売却した事実はない。

- (3) 「宅地L（204㎡）及び家屋N（160㎡）は、養子Cへ遺贈する。」

この宅地Lは、路線価地域（普通住宅地区）に所在し、その地形等は次のとおりである。



この宅地Lは、被相続人甲が借地権の設定に当たり権利金を支払うことにより第三者から借り受けており、その上に家屋N（固定資産税評価額13,600,000円）を建てて、令和2年8月1日より養子Cに月150,000円で貸し付けていた。なお、この家屋の貸し付けについて敷金の授受はなく、相続開始日現在において家賃の未収はない。また、養子Cは、家屋Nを自己の居住の用に供しており、この宅地L及び家屋Nを取得した後についても、引き続き居住の用に供している。

- (4) 「株式会社O社（以下「O社」という。）の株式30,000株は、配偶者乙へ遺贈する。」

このO社株式は、東京証券取引所に上場されている株式であり、評価に必要な資料は次のとおりである。

イ 課税時期前後の最終価格

令和7年5月12日	1,125円
令和7年5月13日～17日	なし
令和7年5月18日	1,127円

ロ 最終価格の月平均額等

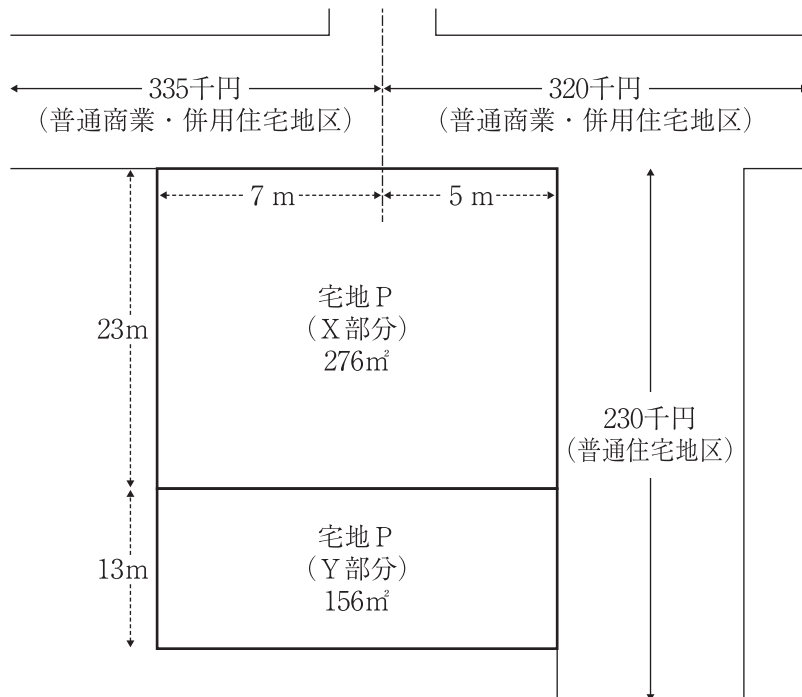
令和7年2月の毎日の最終価格の月平均額	1,300円
令和7年3月の毎日の最終価格の月平均額	1,270円
令和7年4月の毎日の最終価格の月平均額	1,269円
令和7年5月1日から10日までの毎日の最終価格の平均額	1,277円
令和7年5月11日から31日までの毎日の最終価格の平均額	1,126円
令和7年5月の毎日の最終価格の月平均額	1,201円

ハ 増資の状況

権利落の日	令和7年5月11日
株式の割当の基準日	令和7年5月12日
株式の割当条件 株式の割当数	株式1株に対し0.2株
株式の1株につき払い込むべき金額	400円

- (5) 「宅地PのX部分(276㎡)及びY部分(156㎡)は、共有持分2分の1ずつ配偶者乙及び孫Eへ遺贈する。」

この宅地Pは、路線価地域に所在し、その地形等は次のとおりである。



宅地PのY部分については、孫Eの所有する家屋が建てられており、孫Eはこの家屋を令和3年4月1日より第三者に賃貸借契約により継続的に貸し付けていた。なお、被相続人甲と孫Eとの間に、地代等の授受はなく、この宅地PのY部分を取得した後についても、配偶者乙及び孫Eの間で、対価の授受は行われていない。

また、この宅地PのY部分の上に建てられている家屋は、孫Eが引き続き第三者に賃貸借契約により貸し付けていたが、令和8年4月20日にこの賃貸借契約を解除し、配偶者乙と孫Eの合意により、この宅地PのY部分とともに売却されている。

(6) 「家屋Q (320㎡) は、共有持分 2 分の 1 ずつ配偶者乙及び孫Eへ遺贈する。」

この家屋Qは、上記(5)の宅地PのX部分の上に建てられているもので、固定資産税評価額は10,600,000円であり、被相続人甲、配偶者乙及び孫Eの居住の用に供されていたものである。この家屋Qを取得した配偶者乙及び孫Eは、申告期限において、この家屋Qに居住していない。

(7) 「現金120,000円は、孫Eへ遺贈する。」

(8) 「株式会社R社 (以下「R社」という。) の株式80,000株は、孫Dへ75,500株を、養子Cへ4,500株を遺贈する。」

孫Dは、相続税の申告期限においてR社の役員としての地位を有しているが、養子Cは相続税の申告期限においてR社の役員としての地位を有していない。

この株式の評価に必要な資料は、次のとおりである。

イ R社の直前期末における資本金等の額 (法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額をいう。) は73,530,000円である。

ロ R社の事業年度は1年であり、決算期は12月である。

ハ R社の発行済株式数は、100,000株 (すべて普通株式であり、議決権は100株を1個とする。) である。

ニ R社は、ソフトウェア業を営む会社で、その株式は「取引相場のない株式」であり、その評価上の区分は中会社、Lの割合は0.75である。

ホ 相続開始の直前の株主の構成は、次のとおりである。

被相続人甲 80,000株

養子A' 10,000株

少数株主 10,000株

ヘ 課税時期における1株当たりの純資産価額 (相続税評価額によって計算された価額) は905円である。

ト R社の比準要素等の金額の計算の基となる金額は次のとおりである。

(イ) 令和7年1月以後、課税時期までに配当効力の発生した配当金

令和7年 第1回配当 1,000,000円

(ロ) 令和6年12月末以前1年間に配当効力の発生した配当金

令和6年 第1回配当 2,500,000円

(その他資本剰余金からの配当700,000円を含む。)

令和6年 第2回配当 1,100,000円

- (ハ) 令和5年12月末以前1年間に配当効力の発生した配当金
- | | |
|----------------------|------------|
| 令和5年 第1回配当 | 3,100,000円 |
| (記念配当1,000,000円を含む。) | |
| 令和5年 第2回配当 | 1,200,000円 |
- (ニ) 令和4年12月末以前1年間に配当効力の発生した配当金
- | | |
|------------|------------|
| 令和4年 第1回配当 | 1,000,000円 |
| 令和4年 第2回配当 | 2,000,000円 |
- (ホ) 直前期末以前1年間の法人税の課税所得金額(利益金額) 22,400,000円
- | | |
|---------|----------|
| 内 保険差益 | 450,000円 |
| 固定資産売却益 | 800,000円 |
| 固定資産除却損 | 500,000円 |
- (ヘ) 直前々期末以前1年間の法人税の課税所得金額(利益金額)
- 16,600,000円
- 内 固定資産売却損400,000円
- (ト) 直前々期の前期末以前1年間の法人税の課税所得金額(利益金額)
- 18,600,000円
- 内 固定資産売却益70,000円
- (チ) 直前期末における純資産価額(帳簿価額によって計算した金額)
- | | |
|--------|-------------|
| 資本金等の額 | 73,530,000円 |
| 利益積立金額 | 59,230,000円 |
- (リ) 直前々期末における純資産価額(帳簿価額によって計算した金額)
- | | |
|--------|-------------|
| 資本金等の額 | 74,230,000円 |
| 利益積立金額 | 49,770,000円 |
- (注) 1 類似業種比準価額を計算する場合の要素別比準割合、比準割合は、それぞれ小数点以下2位未満を切り捨てて計算するものとする。
- 2 類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等については、【資料2】4の数値を使用して計算する。

4 被相続人甲に係る債務は次のとおりであり、(1)を配偶者乙が、(2)を養子C及び孫Eが2分の1ずつ負担した。

- | | |
|--------------------------|------------|
| (1) 遺贈財産の管理費用 | 800,000円 |
| (2) 友人からの借入金 | 6,000,000円 |
| (3) 保険会社からの借入金（後記6(1)参照） | 1,000,000円 |

5 被相続人甲の葬式等に要した費用は次のとおりであり、これらの費用のうち、(1)及び(3)については子Aが負担しているが、(2)の費用については各相続人が相続分で負担した。

なお、葬式等における香典300,000円は、喪主である子Aが全額取得している。

- | | |
|-------------|------------|
| (1) 通夜の費用 | 1,137,000円 |
| (2) 葬式費用 | 2,350,000円 |
| (3) 香典返しの費用 | 200,000円 |

6 上記のほか、相続税の申告期限までに、次の事項が判明している。

(1) 被相続人甲に関する生命保険契約は、次の表のとおりである。

これらの生命保険契約は、いずれも日本に本店のある保険会社との契約である。

保険金受取人	被保険者	保険金額	払込済保険料	保険料の負担者	(注)
配偶者乙	被相続人甲	40,000,000円	20,000,000円	被相続人甲が全額負担	1
養子C	配偶者乙	20,000,000円	7,000,000円	被相続人甲及び配偶者乙が2分の1ずつ負担	2
養子A'	被相続人甲	10,000,000円	3,000,000円	配偶者乙が全額負担	—
子 A	被相続人甲	15,000,000円	12,000,000円	被相続人甲が全額負担	3

(注) 1 この保険契約にかかる保険金は、契約者貸付金1,000,000円（契約者である被相続人甲に対するものである。）を控除した残額が支払われている。なお、契約者貸付金の未払利息はないものとする。

2 契約者は養子Cであり、相続開始時において、この保険契約を解約とした場合に支払われることとなる解約返戻金の額は3,012,000円で、いわゆる掛捨て保険には該当しない。

3 相続開始時において払い戻しを受ける前納保険料が1,000,000円ある。

- (2) 被相続人甲の相続人等は、次のとおり贈与を受けており、贈与税の申告及び納付が必要なものについては、適法に贈与税の申告及び納付を行っている。

なお、受贈者は全員贈与を受けた年の1月1日において20歳以上である。

贈与年月日	贈与者	受贈者	贈与財産	贈与時の時価
令和2年10月20日	被相続人甲	孫E	宅地S（箱根の別荘地760㎡）	19,000,000円
令和2年10月20日	被相続人甲	孫E	家屋T（箱根の別荘）	10,000,000円
令和5年7月10日	被相続人甲	養子C	預貯金	5,000,000円
令和6年3月20日	被相続人甲	養子A'	預貯金	3,000,000円
令和7年4月10日	被相続人甲	孫D	宅地U（青空駐車場250㎡）	8,376,000円

（注）孫Eは、令和2年分の贈与税の申告において、相続時精算課税の適用を受けている。

【資料2】

1 宅地の価額を求める場合における奥行価格補正率等（一部抜粋）

(1) 奥行価格補正率

（普通住宅地区）

6 m以上8 m未満	0.95
8 m以上10m未満	0.97
10m以上24m未満	1.00
24m以上28m未満	0.97
28m以上32m未満	0.95
32m以上36m未満	0.93
36m以上40m未満	0.92

（普通商業・併用住宅地区）

6 m以上8 m未満	0.95
8 m以上10m未満	0.97
10m以上12m未満	0.99
12m以上32m未満	1.00
32m以上36m未満	0.97
36m以上40m未満	0.95
40m以上44m未満	0.93

(2) 側方路線影響加算率

（普通住宅地区）

角地	0.03
準角地	0.02

（普通商業・併用住宅地区）

角地	0.08
準角地	0.04

(3) 間口狭小補正率

（普通住宅地区）

4 m未満	0.90
4 m以上6 m未満	0.94
6 m以上8 m未満	0.97

（普通商業・併用住宅地区）

4 m未満	0.90
4 m以上6 m未満	0.97
6 m以上	1.00

(4) 奥行長大補正率

(普通住宅地区)

2 以上 3 未満	0.98
3 以上 4 未満	0.96
4 以上 5 未満	0.94
5 以上 6 未満	0.92

(普通商業・併用住宅地区)

2 以上 3 未満	1.00
3 以上 4 未満	0.99
4 以上 5 未満	0.98
5 以上 6 未満	0.96

(5) かけ地補正率

(南向き) (西向き)

0.10以上	0.96	0.94
0.20以上	0.92	0.90
0.30以上	0.88	0.86

2 相続税の速算表

各法定相続人の 取得金額	税 率 (%)	控 除 額	各法定相続人の 取得金額	税 率 (%)	控 除 額
10,000千円以下	10	0千円	200,000千円以下	40	17,000千円
30,000千円以下	15	500千円	300,000千円以下	45	27,000千円
50,000千円以下	20	2,000千円	600,000千円以下	50	42,000千円
100,000千円以下	30	7,000千円	600,000千円超	55	72,000千円

3 贈与税の速算表

(1) 相続税法第21条の7の規定に係る贈与税の速算表

課 税 価 格	税 率 (%)	控 除 額	課 税 価 格	税 率 (%)	控 除 額
2,000千円以下	10	0千円	10,000千円以下	40	1,250千円
3,000千円以下	15	100千円	15,000千円以下	45	1,750千円
4,000千円以下	20	250千円	30,000千円以下	50	2,500千円
6,000千円以下	30	650千円	30,000千円超	55	4,000千円

(2) 租税特別措置法第70条の2の5の規定に係る贈与税の速算表

課 税 価 格	税 率 (%)	控 除 額	課 税 価 格	税 率 (%)	控 除 額
2,000千円以下	10	0千円	15,000千円以下	40	1,900千円
4,000千円以下	15	100千円	30,000千円以下	45	2,650千円
6,000千円以下	20	300千円	45,000千円以下	50	4,150千円
10,000千円以下	30	900千円	45,000千円超	55	6,400千円

4 類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等（令和7年分）（一部抜粋）

業 種 目			番 号	B 配 金 当 額	C 利 益 金 額	D 簿 価 純 資 産 価 額
大	分 類					
	中	分 類				
		小 分 類				
情 報 通 信 業			53	4.3	34	213
情報サービス業			54	4.2	33	207
ソフトウェア業			55	3.4	31	150
情報処理・提供サービス業			56	3.7	38	231

番号	A（株価）					
	令和6年 平均	課税時期 の属する 月以前2 年間平均	令和7年 3月分	4月分	5月分	6月分
53	379	287	283	279	263	260
54	340	255	241	240	226	210
55	267	198	192	196	195	191
56	447	367	343	339	324	321

（注） 上記業種目別株価等の数値は、仮定の数値である。

解答・解説編

(1) 遺贈により取得した個々の財産（次の(2)及び(4)に該当するものを除く。）の価額の計算（続き）

（単位：円）

財 産 の 種 類	計 算 過 程	取 得 者	課税価格に算入 される金額
宅地P	(注1) $328,750 \times 0.95 = 312,312$ （円未満切捨）		
	(注1) $\frac{335,000 \times 7 \text{ m} + 320,000 \times 5 \text{ m}}{12 \text{ m}} = 328,750$		
	$\{312,312 + (230,000 \times 1.00 \times 0.08)\} \times$ (注2) $0.99 = 327,404$ （円未満切捨）		
	(注2) $\frac{36 \text{ m}}{12 \text{ m}} = 3 \quad \therefore 0.99$		
	$327,404 \times 432 \text{ m}^2 = 141,438,528$ ①		
	$141,438,528 \times \frac{1}{2} = 70,719,264$	乙	70,719,264
	$141,438,528 \times \frac{1}{2} = 70,719,264$	E	70,719,264
家屋Q	$10,600,000 \times 1.0 = 10,600,000$		
	$10,600,000 \times \frac{1}{2} = 5,300,000$	乙	5,300,000
	$10,600,000 \times \frac{1}{2} = 5,300,000$	E	5,300,000
現金		E	120,000

(2) 取引相場のないR社株式の価額の計算

イ 評価方法の判定

(1) 同族株主等の判定

$90\% > 50\%$ $\therefore$ 同族株主

(2) 取得者の判定

D (D・A') $85.5\% \geq 25\%$ $\therefore$ 中心的な同族株主…原則的評価方式

C (C・A') $14.5\% < 25\%$ $\therefore$ 中心的な同族株主以外

$4.5\% < 5\%$ 、かつ、役員以外…特例的評価方式

①

（4点）

ロ 1株当たりの資本金等の額及び1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数の計算

(単位：円)

$\frac{73,530,000}{100,000\text{株}} = 735 \text{ (円未満切捨)}$ $73,530,000 \div 50 = 1,470,600\text{株}$	
1株当たりの資本金等の額	<u>735</u> ①
1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数	<u>1,470,600</u> ①株

ハ 配当還元価額の計算（特例的評価方式が適用される場合のみ）

(単位：円)

(1) 年配当金額 $\frac{\{(2,500,000 - 700,000 + 1,100,000) + (3,100,000 - 1,000,000 + 1,200,000)\} \times \frac{1}{2}}{1,470,600\text{株}} = 2.10 \text{ (0.01円未満切捨)} < 2.5 \therefore \underline{2.5}①$	
(2) 配当還元価額 $\frac{2.5}{10\%} \times \frac{735}{50} = 367 \text{ (円未満切捨)}$	
配当還元価額	<u>367</u> ①

(4点)

ニ R社の比準要素 (㉔・㉕・㉖) の計算

(単位：円)

㉔…2.1 (0.1円未満切捨)

㉕…(1) $\frac{(\text{注1})21,650,000}{1,470,600\text{株}} = 14\text{㉑}$ (円未満切捨)

(注1) $22,400,000 - (\text{注2})750,000 = 21,650,000$

(注2) $450,000 + 800,000 - 500,000 = 750,000\text{㉑}$

(2) $\frac{(21,650,000 + 16,600,000) \times \frac{1}{2}}{1,470,600\text{株}} = 13$ (円未満切捨)

(3) (1) > (2) ∴ 13

㉖… $\frac{73,530,000 + 59,230,000}{1,470,600\text{株}} = 90$ (円未満切捨)

㉔の金額		2.1	
㉕の金額		13	
㉖の金額		90	㉑

ホ R社株式の評価額

(単位：円)

(1) 配当還元価額

367

(2) 原則的評価額

(注1) $866 \times 0.75 + (\text{注5})905 \times (1 - 0.75) = 875$ (円未満切捨)

(注1)㉑ 類似業種比準価額

(イ) ソフトウェア業 (小分類)

(注2) $192 \times \left(\frac{2.1}{3.4}(0.61) + \frac{13}{31}(0.41) + \frac{90}{150} \right) \times 0.6 = 62.2\text{㉑}$ (0.1円未満切捨)

(注2) ㉑ 195 ㉒ 196 ㉓ 192 ㉔ 267 ㉕ 198 ∴ 192

(ロ) 情報サービス業 (中分類)

(注3) $226 \times \left(\frac{2.1}{4.2} + \frac{13}{33}(0.39) + \frac{90}{207}(0.43) \right) \times 0.6 = 59.6$ (0.1円未満切捨)

(注3) ㉑ 226 ㉒ 240 ㉓ 241 ㉔ 340 ㉕ 255 ∴ 226

(ハ) (イ) > (ロ) ∴ 59.6

(ニ) (ハ) $\times \frac{735}{50} = 876\text{㉑}$ (円未満切捨)

(ホ) (ニ) - (注4) $10 = 866$

(注4) $\frac{1,000,000}{100,000\text{株}} = 10\text{㉑}$

(6点)

ホ R 社株式の評価額（続き）

（単位：円）

② 純資産価額		
905		
③ ①<② ∴866		
（注5） 90%>50% ∴ $\frac{80}{100}$ 適用なし。		
(3) ①<② ∴367		
$875 \times 75,500 \text{株} = 66,062,500$		
$367 \times 4,500 \text{株} = 1,651,500$		
	取得者	課税価格に算入される金額
	D	66,062,500①
	C	1,651,500①

(3) 小規模宅地等の特例の計算

（単位：円）

(1) 有利判定		
A 宅地 J	$\frac{27,420,800}{220\text{㎡}} \times 50\% \times 200\text{㎡} = 12,464,000$	順位③
乙 宅地 P（X部分）	$\frac{45,181,752}{138\text{㎡}} \times 80\% \times 330\text{㎡} = 86,434,656$	順位①
	（注1） $141,438,528 \times \frac{276\text{㎡}}{432\text{㎡}} \times \frac{1}{2} = 45,181,752$	
E 宅地 P（Y部分）	$\frac{25,537,512}{78\text{㎡}} \times 50\% \times 200\text{㎡} = 32,740,400$	順位②
	（注2） $141,438,528 \times \frac{156\text{㎡}}{432\text{㎡}} \times \frac{1}{2} = 25,537,512$	
(2) 減額金額 対象者・対象宅地・対象地積・減額割合・限度面積が合っていて①		
乙 宅地 P（X部分）	$45,181,752 \times \frac{138\text{㎡}}{138\text{㎡}} \times (1 - \frac{20}{100}) = 36,145,401$	
E 宅地 P（Y部分）	$25,537,512 \times \frac{78\text{㎡}}{78\text{㎡}} \times (1 - \frac{50}{100}) = 12,768,756$	
A 宅地 J	$27,420,800 \times \frac{38.36\text{㎡}}{220\text{㎡}} = 4,781,643$ （円未満切捨）	
	$4,781,643 \times (1 - \frac{50}{100}) = 2,390,821$	
	（注） $138\text{㎡} \times \frac{200}{330} + (78\text{㎡} + 38.36\text{㎡}) \leq 200\text{㎡}$ ①	
特例適用対象財産		
取得者		課税価格から減額される金額
宅地 P（X部分）	乙	△36,145,401①☆
宅地 P（Y部分）	E	△12,768,756①☆
宅地 J	A	△2,390,821①☆

（7点）

(4) 相続又は遺贈によるみなし取得財産価額の計算

(単位：円)

財産の種類	計算過程	取得者	課税価格に算入される金額
生命保険金等	$40,000,000 - 1,000,000 = 39,000,000$		
	$39,000,000 - \text{(注)} 25,000,000 = 14,000,000$	乙	14,000,000
	相続税の課税関係なし。	A'	—
	$15,000,000 + 1,000,000 = 16,000,000$	A	<u>16,000,000①</u>
	(注) 生命保険金等の非課税金額		
	乙 $5,000,000 \times 5$ (法定相続人の数) $= 25,000,000$ ① $< 39,000,000 \therefore 25,000,000$		
	A 相続人でないため適用なし。①		
生命保険契約に関する権利	$3,012,000 \times \frac{1}{2} = 1,506,000$	C	1,506,000

(5) 債務控除額の計算

(単位：円)

項目	負担者	計算過程	金額
債務	乙	遺贈財産の管理費用は控除できない。	—
	C	$6,000,000 \times \frac{1}{2} = 3,000,000$	$\triangle 3,000,000$
	E		$\triangle 3,000,000$
		保険会社からの借入金はないものとする。	
葬式費用	A	香典返しの費用は控除できない。	$\triangle 1,137,000$
		香典は贈与税の非課税①	
	乙	$2,350,000 \times \left\{ \frac{1}{2} \right\} = 1,175,000$	$\triangle 1,175,000$
	C	$2,350,000 \times \left\{ \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} \right\} = 587,500$	$\triangle 587,500$
	E	$2,350,000 \times \left\{ \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} \right\} \text{①} = 587,500$	$\triangle 587,500$

(5点)

(6) 課税価格へ加算する贈与財産（暦年贈与財産）価額の計算

(単位：円)

贈与年分	財産の種類	計算過程	受贈者	加算される贈与財産価額
R 5	預貯金		C	5,000,000
R 6	預貯金	相続又は遺贈により財産を取得していないため適用なし。	A' ①	—
R 7	宅地U		D	8,376,000

(7) 相続時精算課税に係る贈与財産価額の計算

(単位：円)

贈与年分	財産の種類	計算過程	受贈者	加算される贈与財産価額
R 2	宅地S		E	19,000,000
R 2	家屋T		E	10,000,000

(8) 各人の課税価格の計算

(単位：円)

項目 \ 相続人等	乙	C	E	A	D		合計
遺贈財産	77,937,863	35,161,900	63,370,508	30,429,979	66,062,500		
みなし取得財産	14,000,000	1,506,000①		16,000,000			
相続時精算課税適用財産			29,000,000				
債務及び葬式費用	△1,175,000	△3,587,500	△3,587,500	△1,137,000①			
生前贈与加算		5,000,000			8,376,000①		
課税価格 (1,000円未満切捨て)	90,762,000	38,080,000	88,783,000	45,292,000	74,438,000		337,355,000

(4点)

2 相続税の総額の計算

課税価格の合計額(単位：千円)		遺産に係る基礎控除額(単位：千円)		課税遺産額(単位：千円)	
337,355		30,000 + 6,000 × 5 (法定相続人の数)		277,355	
		<u>= 60,000①</u>			
法定相続人	法定相続分	法定相続分に応ずる取得金額(単位：千円)		相続税の総額の基となる金額(単位：円)	
乙	$\frac{1}{2}$	138,677		38,470,800	
A・A'・C・E	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{4}$ ①	34,669		4,933,800	
合計	5人	1		相続税の総額	<u>58,206,000①</u> 円★

3 各相続人等の納付すべき相続税額の計算

(1) 納付すべき相続税額の計算

(単位：円)

相続人等 区分		乙	C	E	A	D		合計
算出税額		15,659,744	6,570,184	15,318,294	7,814,516	12,843,260		
加算 又は 減算	相続税額の 2割加算金額					2,568,652		
	贈与税額控除額(暦年)		<u>△485,000①</u>			—		
	配偶者の税額軽減額	<u>△15,659,744①</u> ★						
	贈与税額控除額(精算)			<u>△800,000①</u>				
納付税額 (100円未満切捨て)		0	6,085,100	<u>14,518,200①</u> ★	7,814,500	15,411,900		

(7点)

(2) 相続税額の2割加算金額及び控除金額の計算

(単位：円)

[illegible]

(4 点)

解 説

1 法定相続人の数（法15②③）

養子Cは、被相続人の配偶者の実子で、被相続人の養子となった者であるため、被相続人甲の実子とみなす。

よって、養子の数の制限は受けない。

2 生前贈与加算（法19）

養子A'が取得した生命保険金等については、保険料の全額を配偶者乙が負担しているため、贈与税の課税対象となり、相続又は遺贈により取得したものとはみなされない。

したがって、養子A'は、相続又は遺贈により財産を取得していないこととなり、生前贈与加算の適用はない。

3 財産評価

(1) 子Aが取得した宅地J（評通20-5）

子Aが取得した宅地Jは、がけ地等を有する宅地に該当するため、がけ地補正率を考慮した上で、評価することとなる。

なお、「がけ地補正率表」に定められた方位の中間を向いているがけ地は、それぞれの方位のがけ地補正率を平均して求める。

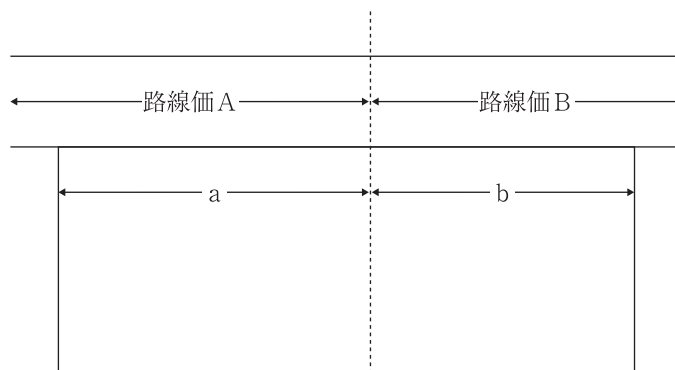
(2) 配偶者乙及び孫Eが取得した宅地P

① 宅地の評価単位（評通7-2(1)）

宅地P（X部分）は被相続人甲、配偶者乙及び孫Eの居住の用に供されており、宅地P（Y部分）は、被相続人甲が使用貸借により孫Eに貸し付けているため、ともに自己の利用に該当し、かつ、配偶者乙及び孫Eが共有で取得しているため、宅地P（X部分）及び宅地P（Y部分）は、一体評価を行う。

② 路線に2以上の路線価が付されている宅地

路線に2以上の路線価が付されている宅地は、それぞれの路線価が付されている路線に接する距離により加重平均して求めた路線価を基に評価する。



〈評価算式〉

イ	(注) 正面路線価×奥行価格補正率 (円未満切捨)
(注)	$\frac{\text{路線価} A \times a + \text{路線価} B \times b}{a + b}$
ロ	イ×地積

- (3) 孫D及び養子Cが取得したR社の株式

R社の比準要素の計算 (評通183、184)

- ① 1株当たりの配当金額 (㉔) の計算

「1株当たりの配当金額 (㉔)」は、特別配当、記念配当等の名称による配当金額で、将来每期継続することができない金額は除かれる。

また、「剰余金の配当金額」は、各事業年度中に配当金交付の効力が発生した剰余金の配当金額 (資本金等の額の減少によるものを除く。) を基として計算する。したがって、その他資本剰余金からの配当金は除かれることとなる。

- ② 1株当たりの利益金額 (㉕) の計算

「1株当たりの利益金額 (㉕)」は、法人税の課税所得金額 (利益金額) を基に、固定資産売却益、保険差益等の非経常的な利益の金額を除いて計算される。なお、非経常的な損失があった場合には、非経常的な利益と通算することができ、その計算結果が負数となる場合には、非経常的な利益の金額は0として取り扱う。

- ③ 1株当たりの純資産価額 (㉖) の計算

「1株当たりの純資産価額 (㉖)」は、資本金等の額及び利益積立金額に相当する金額の合計額を基に計算する。

- ④ 類似業種比準価額の修正

類似業種比準価額を計算する場合において、評価会社の株式が「直前期末の翌日から課税時期までの間に配当金交付の効力が発生した場合」に該当するときは、次の算式により修正した金額をもって類似業種比準価額とする。

類似業種比準価額－株式1株に対して受けた配当の金額

本問の場合、株式1株に対して受けた配当の金額は $\frac{1,000,000\text{円}}{100,000\text{株}} = 10\text{円}$ となる。

4 小規模宅地等の特例 (措法69の4)

- (1) 子Aが取得した宅地J

相続開始の直前において、被相続人甲の事業 (不動産貸付業) の用に供されており、その宅地を取得した子Aについて、売却の事実はなく、申告期限まで引き続き宅地J及び家屋Mを所有し、かつ、第三者に継続して貸し付けている (令和2年8月1日より賃貸借契約により貸し付けられている) ため、貸付事業用宅地等 (限度面積200㎡・減額割合50%) として、小規模宅地等の特例の適用対象となる。

(2) 養子Cが取得した宅地L

相続開始の直前において、被相続人甲の事業（不動産貸付業）の用に供されていたものであるが、借主であった養子Cが宅地L及び家屋Nを取得することによって家屋Nの賃貸借契約が消滅することとなり、被相続人甲の事業（不動産貸付業）の継続要件を満たさないこととなるため、小規模宅地等の特例の適用対象とはならない。

(3) 配偶者乙が共有持分で取得した宅地PのX部分

相続開始の直前において、被相続人甲の居住の用に供されており、その宅地を配偶者乙が取得しているため、特定居住用宅地等（限度面積330㎡・減額割合80%）として、小規模宅地等の特例の適用対象となる。

(4) 孫Eが共有持分で取得した宅地PのX部分

相続開始の直前において、被相続人甲の居住の用に供されており、その宅地を被相続人甲と同居していた孫Eが取得しているが、孫Eは、申告期限においてこの宅地の上に存する家屋Qに居住していないため、小規模宅地等の特例の適用対象とならない。

(5) 配偶者乙が共有持分で取得した宅地PのY部分

相続開始の直前において、被相続人甲と生計を一にする孫Eの事業（不動産貸付業）の用に供されているため、配偶者乙が共有持分で取得した部分については、小規模宅地等の特例の適用対象とならない。

(6) 孫Eが共有持分で取得した宅地PのY部分

相続開始の直前において、被相続人甲と生計を一にする孫Eの事業（不動産貸付業）の用に供されており、その宅地を取得した孫Eが、申告期限まで引き続きこの宅地を所有し、かつ、自己所有の家屋を第三者に継続して貸し付けている（令和3年4月1日より賃貸借契約により貸し付けられている）ため、貸付事業用宅地等（限度面積200㎡・減額割合50%）として、小規模宅地等の特例の適用対象となる。

なお、令和8年4月20日に宅地PのY部分の上に存する家屋を売却しているが、申告期限後に行われたものであるため、小規模宅地等の特例の適用に影響はない。

(7) 孫Eが贈与により取得した宅地S及び孫Dが贈与により取得した宅地U（措通69の4－1）

被相続人甲の生前に贈与により取得した宅地のため、小規模宅地等の特例の適用対象とならない。

計算問題の解答には次の区分により得点の横に★印等が記載してあります。

★印……得点出来なくてもいい箇所

☆印……出来れば得点して欲しい箇所

無印……必ず得点して欲しい箇所